

生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務委託仕様書

生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務委託契約書第 1 条第 1 項に規定する仕様書を、次のとおり定める。

1 委託業務名

生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 業務目的

本業務は、生成 AI を文書作成及び診療録記載の補助（音声入力等）として活用することで、医療現場における業務効率化及び職員の負担軽減を図るとともに、診療録記載の質の向上を図ることを目的とする。

具体的な目的は以下のとおりとする。

- (1) 精度の高い診療内容の記録を実現し、診療情報の正確性を確保すること。
- (2) 診療録の精度向上を通じて、DPC サポートツールにおけるコーディング精度の向上に資すること。
- (3) 上記 (1) 及び (2) の取り組みにより、適正な診療報酬請求の実施及び医療の質の向上に寄与すること。

4 業務内容

本業務の詳細な仕様については、以下の別表に定めるとおりとする。

- (1) 生成 AI ツール
生成 AI ツールの仕様については、別表 1 「生成 AI ツール仕様」のとおり。
- (2) DPC サポートツール
DPC サポートツールの仕様については、別表 2 「DPC サポートツール仕様」のとおり。

5 提出物（成果物）

電子データにより次のものを提出すること。

- （1）導入計画書（体制、スケジュール、教育計画等）
- （2）運用設計書（アカウント/権限、ログ、サポート、障害対応、データ取扱い等）
- （3）操作説明関連資料（動画、マニュアル、テンプレ、事例集等）

6 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

生成AIツール仕様	
1	システム概要
1-1	生成AIを用い、利用者が与える情報とそれを制御する指示（プロンプト）を通じて、生成された結果を返すシステムであること。
1-2	電子カルテ端末からアクセスできること。
2	機能要件
2-1	生成AIソリューション機能
2-1-1	利用者がプロンプトを都度記載することなく、雛形や定型を引用し迅速に結果を得られるシステムであること。
2-1-2	利用者が生成AIに与える情報とは、文字列、音声ファイル、画像ファイル、文書ファイル（PDF）を含むこと。
2-1-3	文書作成AI <ul style="list-style-type: none"> 与えた情報(テキスト)を元に、退院サマリ、紹介状、議事録、IC記録の作成が可能であること。 外国語のテキストを日本語に翻訳できること。 テキストを要約・箇条書き等の形式にまとめることが可能であること。
2-1-4	音声認識AI <ul style="list-style-type: none"> 入力データ（音声ファイル）から文字起こしが可能であること。 文字起こししたデータを要約・箇条書き等の形式にまとめることが可能であること。 端末からの直接録音と音声ファイルのアップロードの両方に対応すること。
2-1-5	画像認識AI <ul style="list-style-type: none"> 画像をアップロードして、文字起こしや関連文書の生成を行うことが可能であること。 お薬手帳、紹介状、紙の問診票、検査結果などの紙媒体のスキャン画像を元に、テキスト化が可能であること。
2-1-6	ワークフローAI <ul style="list-style-type: none"> 複数回の情報処理をワンクリックで生成できる機能があること。 テキスト以外に、画像・音声ファイルにも対応できること。
2-1-7	スマートフォン(iPhoneおよびAndroid)から音声認識、画像認識、ワークフローの機能が使用できること。
2-1-8	医療分野の文字おこしの出力結果は、文脈から医療分野としての正しい漢字を適用することができること。
2-1-9	上記のアプリケーションから得られた結果は、コピーアンドペーストで診療記録の作成に用いることができること。
2-2	データ連携
2-2-1	院内診療システムとデータ連携できること。
2-2-2	将来にわたって、活用する電子カルテメーカーを固定せずに最適なツール活用ができるように、電子カルテのメーカーを固定せずに独立したサービスとして活用できること。
2-3	AI基盤
2-3-1	JaDHA ヘルスケア事業者のための生成AI活用ガイドに準拠した開発を行っていること。
2-3-2	利用者が与えた情報によってAI側の学習をせず、本院以外に情報が漏洩することのない、閉じた環境を提供すること。
3	非機能要件
3-1	セキュリティ
3-1-1	「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に基づき、情報の安全性を担保できるシステムであること。
3-1-2	ISMS (ISO 27001:2022) 認証を取得していること。
3-1-3	不正アクセスに対する検知および対応体制を構築していること。
3-1-4	不正アクセス検知後の通知はベストエフォートとし、インシデント対応プロセスに基づき対応できること。
3-1-5	24時間分のデータバックアップおよびリカバリ機能を提供できること。
3-1-6	システムログ（アクセスログ、アプリケーションログ等）を取得できること。
3-2	可用性・性能
3-2-1	サービス停止を伴うメンテナンス時を除き、24時間365日サービスを提供できること。
3-2-2	計画サービス停止期間は、実施の1週間前までに通知すること。
3-2-3	サービス稼働率、平均障害後復旧時間、オンライン応答時間はベストエフォートとする。
3-2-4	システム稼働状況の監視（死活監視等）を実施できること。5分程度の間隔での監視を想定する。ただし、当院からの外部接続のための通信機器（例：光回線利用に伴う機器など）および院内のネットワーク機器（VPNルータ等含む）の死活監視および保守は対象外とする。
3-2-5	システム構成において、サーバおよび通信機器の冗長化、負荷分散対策を実施していること。

3-2-6	障害監視間隔および障害通知時間を設定していること。10分程度の間隔での監視を想定する。
3-2-7	災害発生時、Google Cloudの当社サービス環境がご利用できない状態になった場合、ベストエフォートで別拠点のGoogle Cloud環境にて、サービス復旧を実施できること。
4	動作環境・ライセンス
4-1	クライアント環境
4-1-1	ネットワーク的にインターネットから閉じた環境に構築された電子カルテ端末にて利用可能であること。
4-1-2	Windows 10以降の端末で、Google ChromeまたはMicrosoft Edgeでの利用を保証すること。
4-1-3	WEBブラウザの設定やシステムへのアドレス等の諸設定の要件については、漏れなく本院に提示を行い円滑な設定が行えるようにすること。
4-1-4	電子カルテ端末上での利用にあたり、病院の作業が必要となる場合は、その支援を行うこと。
4-1-5	本院が保有している電子カルテ端末全台で利用可能であること。
4-1-6	電子カルテ端末の台数が増えても追加ライセンスが不要であること。
4-2	サーバー環境
4-2-1	生成AIのサーバーは本院に設置せず、オンライン上のサーバーを利用すること。
4-2-2	クラウドサーバーに保持する内容は暗号化して保持される仕様であること。
4-3	ネットワーク環境
4-3-1	本院とサーバー間はインターネット回線のホワイトリスト方式での接続を想定する。本院のセキュリティ製品の設定に必要なSSLサーバー証明書等の諸設定の要件については、漏れなく本院に提示を行い円滑な設定が行えるようにすること。
4-3-4	院内外への通信は本院が設置したファイアウォールを通るよう設定すること。 設定は本院が実施するため、事業者は、セキュリティ要件を本院に提示し設定作業を支援すること。 事業者が独自にファイアウォールを導入する場合は、その費用を初期導入費および保守費を使用料等見積書に含めること。
4-3-5	管理責任の境界は次の通りとする。 ・本院の管理責任の範囲：院内のネットワーク ・事業者の管理責任の範囲：データセンター、システム・運用管理環境およびそのネットワーク
4-3-6	当該システムでのインシデントが発生した場合は、問い合わせに対して可能な限りの調査ログデータ等の提供を行うこと。
4-3-7	電子カルテ端末はインターネットに対して閉鎖的なネットワークに存在する為、自動アップデートを行う事ができないため、ルート証明書の更新や他に必要なアップデートの必要性がある場合は情報提供を本院に行い、各端末への設定の支援をすること。
5	導入支援
5-1	事業者は、サービス利用開始までの支援を行うこと。
5-2	サービス導入に当たり、本院は推進チームを立ち上げる。 事業者は、推進チームの会議に出席(もしくはWebでの参加)し、推進チームの活動を支援すること。
5-3	サービス利用開始前に本院職員に対し1—2回程度の操作説明会を開催すること。
5-4	職員向けの利用マニュアルを提供すること。
6	運用保守・サポート
6-1	サービスの安定稼働のため、必要な保守を行うこと。
6-2	サービス利用に関する問い合わせ窓口(電話、Eメール)を提供できること。
6-3	問い合わせ対応時間は、24時間365日受付とし、個別調査を伴う場合の回答は、平日 月～金 9-18 時に対応できること。
6-4	バージョンアップ等の変更管理を実施していること。
6-5	バージョンアップ時は、テスト環境での動作検証を経てリリースしていること。
6-6	バージョンアップによって運用に大きな変更点が発生する場合は、十分な期間をもって本院へ連絡し許可を得ること。
6-7	バージョンアップにより新しい機能が追加された場合は、マニュアルを提供すること。

DPCサポーターツール仕様

DPCサポーターツール仕様	
1 システム概要	
1-1	DPC対象病院における退院時のDPCコーディング業務、およびDPCコード確認業務に活用を想定したシステムとする。
1-2	AIによる最適なDPCコードのサジェストすることで、DPCコーディングの業務を効率化し、DPCコーディングにおける収益機会損失を防止できること。
1-3	電子カルテ端末からアクセスできること。
2 機能要件	
2-1 DPCコーディング支援機能	
2-1-1	患者ごとに、診療録とオーダー情報に基づき、最適なDPCコード候補を出力できること。
2-1-2	オーダー情報だけでなく、診療録内の自然言語も含めて最適なDPCコードを判別し、出力できること。
2-1-3	診療録に記載されている自然言語から、主病を判別できること。
2-1-4	オーダー情報と診療録に記載されている自然言語から、副傷病を判別し、候補を表示することができること。
2-1-5	オーダー情報と診療録に記載されている自然言語から、手術を判別し、候補を表示することができること。
2-1-6	オーダー情報と診療録に記載されている自然言語から、処置1・2を判別し、候補を表示することができること。
2-1-7	請求確定前にDPCコードを変更できること。
2-1-8	DPCコーディングの精度を向上できること。
2-1-9	AIが最適なコードをサジェストし、現在のDPCコードとAIが出力したコードとの差点を明示することで、従来気づくことができなかつた過小申請を防止できること。
2-1-10	DPCコードは複数候補が存在する場合は複数サジェストされ、それぞれの候補ごとに主病、手術・処置、副傷病のパーツごとの名称が記載され、カルテ要約の中から選定根拠を辿ることができること。
2-2 データ連携・処理機能	
2-2-1	院内診療システムとデータ連携できること。
2-2-2	将来にわたって、活用する電子カルテメーカーを固定せずに最適なツール活用ができるように、電子カルテのメーカーを固定せずに独立したサービスとして活用できること。
2-2-3	コーディングに必要なデータにおいて、院内入院中患者の前日との差分のデータを毎日連携できること。
2-2-4	患者ごとに、入院期間中の経過記録等のデータのサマリを作成・出力できること。
2-2-5	患者ごとに、入院期間中の診療録サマリを表示できること。
2-3 AI基盤	
2-3-1	生成AIを活用した独自のDPCコーディングAIを活用することができること。
2-3-2	JaDHA ヘルスケア事業者のための生成AI活用ガイドに準拠した開発を行っていること。
3 非機能要件	
3-1 セキュリティ	
3-2-1	「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に基づき、情報の安全性を担保できるシステムであること。
3-2-2	ISMS (ISO 27001:2022) 認証を取得していること。
3-2-3	不正アクセスに対する検知および対応体制を構築していること。
3-2-4	不正アクセス検知後の通知はベストエフォートとし、インシデント対応プロセスに基づき対応できること。
3-2-5	24時間分のデータバックアップおよびリカバリ機能を提供できること。
3-2-6	システムログ（アクセスログ、アプリケーションログ等）を取得できること。
3-2 可用性・性能	
3-2-1	サービス停止を伴うメンテナンス時を除き、24時間365日サービスを提供できること。
3-2-2	計画サービス停止期間は、実施の1週間前までに通知すること。
3-3-3	サービス稼働率、平均障害後復旧時間、オンライン応答時間はベストエフォートとする。
3-3-4	システム稼働状況の監視（死活監視等）を実施できること。5分程度の間隔での監視を想定する。ただし、当院からの外部接続のための通信機器（例：光回線利用に伴う機器など）および院内のネットワーク機器（VPNルータ等含む）の死活監視および保守は対象外とする。
3-3-5	システム構成において、サーバおよび通信機器の冗長化、負荷分散対策を実施していること。
3-3-6	障害監視間隔および障害通知時間を設定していること。10分程度の間隔での監視を想定する。

3-3-7	災害発生時、Google Cloudの当社サービス環境がご利用できない状態になった場合、ベストエフォートで別拠点のGoogle Cloud環境にて、サービス復旧を実施できること。
4	動作環境・ライセンス
4-1	クライアント環境
4-1-1	ネットワーク的にインターネットから閉じた環境に構築された電子カルテ端末にて利用可能であること。
4-1-2	Windows 10以降の端末で、Google ChromeまたはMicrosoft Edgeでの利用を保証すること。
4-1-3	WEBブラウザの設定やシステムへのアドレス等の諸設定の要件については、漏れなく本院に提示を行い円滑な設定が行えるようにすること。
4-1-4	電子カルテ端末上での利用にあたり、病院の作業が必要となる場合は、その支援を行うこと。
4-1-5	本院が保有している電子カルテ端末全台で利用可能であること。
4-1-6	電子カルテ端末の台数が増えても追加ライセンスが不要であること。
4-2	サーバー環境
4-2-1	生成AIのサーバーは本院に設置せず、オンライン上のサーバーを利用すること。
4-2-2	クラウドサーバーに保持する内容は暗号化して保持される仕様であること。
4-3	ネットワーク環境
4-3-1	本院とサーバー間はインターネット回線のホワイトリスト方式での接続を想定する。本院のセキュリティ製品の設定に必要なSSLサーバー証明書等の諸設定の要件については、漏れなく本院に提示を行い円滑な設定が行えるようにすること。
4-3-2	いずれの接続方法でも、院内外への通信は本院が設置したファイアウォールを通るよう設定すること。 設定は本院が実施するため、事業者は、セキュリティ要件を本院に提示し設定作業を支援すること。 事業者が独自にファイアウォールを導入する場合は、その費用を初期導入費および保守費を使用料等見積書に含めること。
4-3-3	管理責任の境界は次の通りとする。 ・本院の管理責任の範囲：院内のネットワーク ・事業者の管理責任の範囲：データセンター、システム・運用管理環境およびそのネットワーク
4-3-4	当該システムでのインシデントが発生した場合は、本院からの問い合わせに対して可能な限りの調査ログデータ等の提供を行うこと。
4-3-5	電子カルテ端末はインターネットに対して閉鎖的なネットワークに存在する為、自動アップデートを行う事ができない。 ルート証明書の更新や他に必要なアップデートの必要性がある場合は情報提供を本院に行い、各端末への設定の支援をすること。
5	導入支援
5-1	本院は、サービス開始にあたり、事業者に対して利用申込書を提出する。
5-2	事業者は、利用申込書を受領後、サービス利用開始に必要な手続きを開始する。
5-3	事業者は、サービス利用開始までの支援を行うこと。
5-4	導入までのスケジュールについては、本院事業者協議の上、決定すること。
5-5	サービス導入に当たり、本院は推進チームを立ち上げる。 事業者は、推進チームの会議に出席(もしくはWebでの参加)し、推進チームの活動を支援すること。
5-6	事業者は、サービス利用開始前に職員に対し1—2回程度の操作説明会を開催すること。 なお、日程は本院事業者協議の上、決定する。
5-7	職員向けの利用マニュアルを提供すること。
6	運用保守・サポート
6-1	事業者は、サービスの安定稼働のため、必要な保守を行うこと。
6-2	サービス利用に関する問い合わせ窓口(電話、Eメール)を提供できること。
6-3	問い合わせ対応時間は、24時間365日受付とし、個別調査を伴う場合の回答は、平日 月～金 9-18 時に対応できること。
6-4	バージョンアップ等の変更管理を実施していること。
6-5	バージョンアップ時は、テスト環境での動作検証を経てリリースしていること。
6-6	バージョンアップによって運用に大きな変更点が発生する場合は、十分な期間をもって本院へ連絡し許可を得ること。
6-7	バージョンアップにより新しい機能が追加された場合は、マニュアルを提供すること。